

第 3 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第3回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 平成29年12月22日 午後1時28分開会
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第1号

- 日程第1 会期の決定
日程第2 書記及び議事録署名人の指名
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第4 議案第1号 農地転用事業計画の変更申請について
日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第6 場案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第7 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第8 議案第5号 農地法の適用外であることの証明願について
日程第9 議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
日程第10 議案第7号 大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 9名）

議長	菊地 英浩君	1番	金野たか子君
2番	鈴木 力男君	3番	古内 嘉博君
4番	中村 亨君	5番	廣澤 恵美君
6番	細谷 知成君	7番	藤原 重信君
8番	佐々木信吉君	9番	熊谷 玲子君

（農地最適化推進委員 9名）

1番	佐藤 優子君	2番	後藤 達生君
3番	村上 優司君	4番	浅野 幸喜君
5番	鈴木 和雄君	6番	今野八重子君
7番	木村マリ子君	8番	畑中 圭吾君
9番	岡澤 成治君	10番	渡邊 岳夫君

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（2名） 8番 佐々木信吉農業委員
赤崎地域 浅野幸喜推進委員

事務局出席者

局長	近江 学君	局長補佐	細谷 真実君
主事	山崎 大地君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後1時28分開会

○議長（菊地英浩君） それでは定刻少し前ではありますが、今日出席の方、全員揃っておりましたので、これから始めたいと思います。本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻には少し前ですけども、第3回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。今日は冬至ということで、今年もあと今日を含めまして10日ほどになります。今年1年振り返ってみますと、あるところからミサイルが飛んできて、二度ほどサイレンに驚かされたということもありましたけれども、新聞、テレビを見てみますと、若い人が活躍した年ではないかと思っております。史上最年少の14歳でプロ棋士の方、スキージャンプで活躍しております高梨沙羅さん、スケート等でもたいへん活躍しています。大船渡市農業委員会でも地域担当制により3歳から4歳若返っておりますので、来年からの活動に期待したいところであります。市の一次産業を見てみますと、特産品であるコロ柿は実が小さく、軒先を見ても余り吊るしているというところはありませんし、水稻は当初、作況指数が平年並みでしたが、発表後では最終的には97まで下がっております。漁業の方ではサンマ、スルメ、アワビ等も不漁と聞いております。来年はこれらも豊作になることを願うばかりであります。

総会終了後、事務局から第5回農業者年金研修会と新任農業委員研修や最適化推進委員についての研修会についての連絡事項があります。本日、この会場は都合により3時までしか借りることができませんでしたので、大変ではあります。休憩をしないで進めますので、進行に協力をお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は9名、推進委員は9名であります。欠席の通告があった農業委員は8番佐々木信吉委員の1名であります。欠席の連絡のあった推進委員は大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員の1名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、近江事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長（近江学君） それではお手元の資料によりまして主なところを申し上げさせていただきます。初めに12月1日から22日までの間でございますが、まず12月1日、第2回農業委員会総会を開催しております。総会終了後は県農業会議の全国農業新聞市町村巡回を受けまして、県農業会議の相場氏による研修会を開催してございます。その後は午後5時30分から大船渡プラザホテルにおきまして市長を迎えての懇親会を開催しております。それから6日、8日、11日と三陸町地区におきまして農業マスタープラン見直し座談会が開催されております。農業委員、推進委員の皆様にはそれぞれご出席いただきましてありがとうございました。それから7日ですが、大船渡市農業まつり実行委員会がJAおおふなと猪川支店におきまして開催され、菊地会長が出席をしております。それから11日ですが、午前と午後に分けてそれぞれ第1回の農業委員会議、農地利用最適化推進委員

会議を開催しております。ここでは本日の議案となつてございます農地等の利用最適化の推進につきましてご協議をいただいたところでございます。それから14日ですが、盛岡市の岩手県産業会館において第21回手県農業会議常設審議委員会が開催され、細谷局長補佐が出席しております。前回と今回の1件につきまして諮問をし、異議なしとなりましたので、その後、許可証の交付を行なっております。そして本日ただいま第3回農業委員会総会が開催されているところでございます。

次に12月23日以降の予定でございます。1月4日ですが、大船渡プラザホテルにおきまして大船渡市新年交賀会が開催されますので、菊地会長が出席の予定となっております。それから7日は日曜日ですが、大船渡市民文化会館におきまして大船渡市成人式が開催されますので、こちらにも菊地会長が出席の予定となっております。開いていただきまして1月11日と12日の両日ですが、繋温泉のホテル紫苑におきまして市町村農業委員会会長職務代理者・部会長等研修会が開催されますので、藤原農業委員と鈴木農業委員、事務局からは私が出席の予定となっております。それから16日には第22回一般社団法人岩手県農業会議常設審議委員会が開催されますが、今回は該当案件がない予定でございますので、欠席の予定でございます。それから17日ですが、盛岡市のプラザおでつてにおきまして新任の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が開催されますので、新任の皆様のご出席、よろしくお祈りいたします。そして次回第4回農業委員会の総会ですが、市役所の議員控室にて午後1時30分からの開催予定となっております。私からは以上でございます。よろしくお祈りいたします。失礼しました。2ページ目の最初ですが、熊谷職務代理者の出席でございます。たいへん失礼いたしました。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、皆様から何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りをいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よつて、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の山崎大地主事、議事録署名人には5番廣澤恵美農業委員、6番細谷知成農業委員を指名をいたします。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から報告事項の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は4件です。1番、相続による権利の取得。11月16日届出、11月17日受理。2番、相続による権利の取得。12月11日届出、12月11日受理。次のページをお開きください。3番、相続による権利の取得。11月14日届出、11月15日受理。4番、相続による権利の取得。11月13日届出、11月15日受理。報告は以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは報告第1号1番から4番までについて質疑、ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、報告第2号議案第1号農地転用事業計画の変更申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 4ページをお開きください。議案第1号農地転用事業計画の変更申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

1番、転用目的、ブロック製作ヤード23災県第674号。県発注災害復旧工事のブロック製作ヤードとして、平成26年1月15日大船渡市農業委員会指令、平成28年3月28日の事業計画変更許可により、平成29年12月31日までの一時転用が認められておりましたが、この度、細浦漁港の本工事が設計変更により工期が延伸になったため平成31年3月30日までの期間延長を申請するものです。2番、転用目的、施設等、ブロック製作ヤード23災県第674号。これは転用理由は1番と同じであります。この度、細浦漁港の本工事が設計変更により工期が延伸になったため、平成31年3月30日までの期間延長を申請するものです。1番、2番は同事業によるものです。次のページをお開きください。3番、施設等、土砂置場。転用理由、貝塚発掘調査のため。平成29年4月25日大船渡市農業委員会指令により、平成29年11月30日までの一時転用許可を受けておりましたが、発掘調査の延長により平成29年12月28日までの期間延長を申請するものです。4番、土砂置場。転用理由は3番と同じです。これも発掘調査の延長により、平成29年12月28日までの期間延長を申請するものであります。3番、4番についても同事業となります。補足ですけれども、11月30日で期間が切れてはおりますが、通常、事業計画変更は1か月以内の申請については始末書や理由書の徴収は要しないこととされておりますので、補足いたします。なお職業欄につきましても申請の必須事項ではないため、申請案になかったものは記載しておりません。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いしますが、議案第1号の1番から4番のうち、1番と2番、3番と4番については各々関連がありますので、それぞれ一括審議とします。それでは議案第1号1番と2番について9番熊谷玲子農業委員からお願いします。

○9番農業委員（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第1号1番、2番の調査報告をいたします。16日午後5時、事業計画の変更についての申請の経緯を担当の事務員に電話で聞き取りをいたしました。いろいろな諸事情があり、設計どおりには行かないこともあって、工期が平成31年3月30日まで延びたとのこと。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは申請番号1番と2番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番と2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手多数であります。

よって、議案第1号の1番と2番について本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第1号3番と4番について5番廣澤恵美農業委員から説明をお願いします。

○5番農業委員（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号3番と4番について報告します。20日に現地調査を実施しました。申請地周辺は住宅と農地が混在したところとなっています。申請地は貝塚発掘調査のための土砂置場として先月30日までの一時転用となっていました。今回、発掘調査の延期によって12月28日までの期間延長をしたいということです。現況を確認したところ、既に土砂などはなく更地となっていました。期間の延長による周辺への影響などは特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第1号3番と4番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号3番と4番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号3番と4番について本委員会において許可とすることに決定いたし

ました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○局長補佐（細谷真実君） 6ページをお開きください。議案第2号農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は3件です。1番、規模拡大のため。受入世帯の稼働人員4人中2人。大型機械は耕耘機1台です。2番相続人は、相続関係書類の提出を求めて確認したところ、相続人は4人おりました。これは過半数の同意が必要ということですので、あと2人分の同意書が添付されておりますので、4人中3人ということで過半数の確認をしております。申請事由、規模拡大のため。受入世帯の稼働人員5人中1人。大型所有機械はコンバイン1台、トラクター1台、乾燥機1台、田植機1台とのことでした。次のページをお開きください。3番、相続人の過半数の同意書が提出されております。申請事由、経営規模縮小のため。受入世帯の稼働人員8人中1人。大型所有機械はトラクター1台です。なお、詳細が記載されている調査書は2番、3番の移転時期が平成29年12月21日から5年間としておりましたが、後日、契約書にあわせたいとの申し出があり、平成29年12月23日から5年間に訂正をお願いしたいとの申し出がございました。説明は以上です。訂正のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について3番古内嘉博農業委員からお願いします。

○3番農業委員（古内嘉博君） 3番古内です。新しくできる県道の代替地として、譲り受けてほしいとのことで譲り受けるそうです。自家用野菜を作るそうです。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第2号の1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番について本委員会において許可することに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号2番と3番について2番鈴木力男農業委員から説明をお願いします。

○2番農業委員（鈴木力男君） 2番鈴木です。それでは2番と3番について一緒に現地確認をした結果を一括して報告いたします。12月18日12時30分に電話で貸付人に聞き取り調査をし、その後、現地確認をしました。貸付人は兼業で水稲を作付けしていましたが、会社の仕事の方が忙しくなり、経営規模の縮小を考え相談し、貸すことを決めたそ

うです。それから19日には借受人と面談いたしまして、両借受人とも経営規模拡大を考えていたとのことです。来春から作付けをすると申しておりました。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番について本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号3番について本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 8ページをお開きください。議案第3号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、転用目的、施設等、共同住宅2階建1棟、建築面積294.47㎡、駐車場16台。総事業面積1,259.57㎡。これは総事業面積には農地の他に宅地が入った面積でございます。転用理由、共同住宅を建築し賃貸料を得て生活の安定を図る。立地基準につきましては第3種農地のため基準を満たしております。一般基準につきましては金融機関からの融資証明により資金の確保を確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況についての説明をお願いします。議案第3号の1番について5番廣澤恵美農業委員からお願いします。

○5番農業委員（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号1番について報告します。20日に現地調査を実施しました。申請地の周辺は住宅と農地が混在したところとなっており、近年、宅地化が進んでいる地域となっております。申請地の現況は畑となっております。今回、申請人は申請地とその周辺の土地とを一体利用して、自宅の隣の土地に共同住宅を建築したいということです。申請地に隣接する耕作農地はなく、周辺農地への影響は特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第3号の1番について質疑、意見を許しますが何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第3号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番について本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第7、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 9ページをお開きください。議案第4号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件です。1番、転用目的、施設等、太陽光パネル72枚。法面は318㎡ほどで、出力は11kWです。転用理由は太陽光パネルを設置する。東北電力の産業局の設備認定済。東北電力の系統連携技術検討済を確認しております。2番、転用目的、施設等、住宅2階建1棟、建築面積84.88㎡、駐車場2台。有効面積245㎡です。転用理由、現在、親と同居中につき、当該地に自宅を建築して独立したいとのことでした。いずれも第2種農地に該当し、他の土地では代替性がなく基準を満たしております。一般基準につきましては、いずれも金融機関からの残高証明等で資金の確保の確認をしております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いいたします。議案第4号の1番については大船渡地区末崎地域後藤達生推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（後藤達生君） それでは第4号議案について説明させていただきます。12月の17日午前10時より本人立会いの下、現地状況を含めて聞き取り調査をいたしました。老後の生活の安定を目的として、売電による収入計画を立て、太陽光パネル1基を設置しておりますが、本件にもございました、その計画に基づいた売電用太陽光パネルを新たに設置するための申請であります。周囲には住宅はありますが、耕作等の畑はなく、太陽光パネルを設置することによりましての景観及び日当たりなどへの悪影響は見受けられず、議案書に記載のとおり関係機関の設備設定済であるということで、本件申請に関しては特に問題点はないものと見受けられます。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第4号1番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第4号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号の1番については本委員会において許可相当とすることに決定をいたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第4号の2番について7番藤原重信農業委員から説明をお願いします。

○7番農業委員(藤原重信君) 7番藤原重信です。議案第4号の番号2についての調査の報告をいたします。15年ほど前にトンネル工事ですでに石の砕石の置場として使用されて、現在は市道高さまで10m埋め立てられておまして、耕作は不可能な、そういうふうな土地になっております。ですから地目は畑ですが、現況は雑種地であり、何も現在利用されておられません。譲渡人は高齢でございまして、長男から経過を聞きますと、譲受人は市内の民間会社に勤務しておまして、現在は奥さんの両親と同居しているとのことでした。この度、親戚筋に、独立して生活したいので、この場所を譲ってくれないかと相談があったそうです。今後この土地を利用する予定もないことから、譲ることにしたとのことでありました。水は敷地内に確保するとのことですし、排水は市道の側溝を利用したいとのことでありました。予定地の下手には奥さんの母親の実家があり、川伝いには水田が約35aありますが、関係者が独立して生活することを応援しているので、特に問題はないと見てまいりました。以上であります。

○議長(菊地英浩君) ありがとうございます。それでは議案第4号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号2番について本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第8、議案第5号農地法の適用外であることの証明願いについてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 10ページをお開きください。議案第5号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

願出件数は4件で震災関連は1件です。1番、昭和58年当時、当該地に隣接する土地の所有者が当該地を造成し住宅を建築した当時から通路として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため。2番、昭和63年7月10日相続により自己所有となる以前から住宅敷地の一部として花や野菜を育てていたが、東日本大震災により被災し更

地となっている。地目が農地であることを認識していなかった。次のページをお開きください。3番、昭和46年当時、隣接する土地に居宅が建築されて以来、当該住宅敷地の一部として利用されている。長年宅地として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため。4番、昭和60年当時、当時の町道開通により元来の農地が分断され、道路際に一部残された土地であり、利用不可能となったため放置されたもの。長年、山林として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地の農業委員から申請地の現況につきまして説明をお願いします。初めに議案第5号1番と2番について3番古内嘉博農業委員からお願いします。

○3番農業委員（古内嘉博君） 古内です。1番と2番について説明します。初めに1番ですが、登記簿では畑、田んぼになっておりますが、現況としては私の道路として利用されており、農地としての利用は不可能と思われま。

それから2番です。現況は更地状態になっております。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第5号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号1番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第5号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号2番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号2番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第5号3番について6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番農業委員（細谷知成君） 6番細谷です。3番につきまして12月18日に現地調査と聞き取り調査の調査を行いましたので報告をいたします。現地の状況ですけれども、ここにつきましては前回の第2回総会で住宅建設のための第5条申請がされた農地のものもとは1筆の同じ農地でございます。土地の状態は住宅裏の高さ2mほどの擁壁の更の上に

部にあります。幅 1.5mほどの法面部分で、杉や躑躅が植栽されています。申請に至った経緯ですけれども、第 2 回総会の議案にかけられた住宅建設のための農地法第 5 条申請の際に申請地を測量したところ、昭和 46 年に建設された周囲の住宅敷地の法面部分が申請地の農地にはみ出しているということが今回わかったということで、その該当部分を分筆して農地から除外するという事で申請されたものでございます。報告については以上でございます。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第 5 号 3 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 5 号 3 番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 5 号 3 番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第 5 号 4 番について 4 番中村亨農業委員からお願いします。

○4 番農業委員（中村亨君） 4 番中村です。現在は雑木林となっております。土地そのものも窪地となっております、農地として見るには相当な無理があるというような印象をもってまいりました。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第 5 号 4 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 5 号 4 番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 5 号 4 番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第 9、議案第 6 号農地等の利用利最適化の推進に関する指針についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 12 ページをお開きください。議案第 6 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について。農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を次のとおり定め、同条第 3 項に基づき公表するものとする。13 ページから 15 ページに記載されておりますが、これは 12 月 11 日の農業委

員会議、同じく推進委員会議を経て作成したものです。各会議でいただきましたご意見により策定しましたが、そのご意見等を紹介します。まず 14 ページをお開きください。農業委員からのご意見でしたけれども、第 2 遊休農地の解消の発生防止・解消の具体的な推進方法ということで、目標が 3 行目の平成 35 年 3 月、この目標が 119ha で最初ありましたけれども、これは 110ha に変更されております。推進委員会議はかけており、協議していただいて了解していただいております。それからですね、15 ページをお開きください。【参考】担い手の育成。確保というところで、やはり 3 行目ですね、目標、平成 35 年 3 月、これ 814 戸ですが、その下、31 戸だったものを 35 戸に変更して、やはり推進委員会議にかけ、了承していただいております。そしてこの時と違うのが星印のところで、根拠の調査を掲載しております。そこのところは 5 年ごとに調査する農林業センサス。その他は第 6 次農振基本計画に基づいたものを掲載しておりますので、大体 3 年ごとに見直しされておりますので、それでどうしてもこれは 5 年間変わらないセンサスの数字と担い手の方の間の中の方の数字はどうしても変動することが仕方ないことだということを県農業会議から話されておりますので、一応お伝えしておきます。それからですね、16 ページ 3 番の新規参入の促進についてというところがございしますが、これ、現状 29 年 3 月 4 経営体、1.91ha。3 年後の目標 6 経営体の 3.3ha。これが来年度ですね、1.5ha の農業施設の面積を計上しております。添付しております。それで農業施設をここに含めたらいいかどうかということを検討しておりましたが、星印のところに目標の数は 1 件、(農業施設を含む)ということにすれば、ここに含めてもいいということを県より指導を受けましたので、このように記載しております。それからですね、会議の中で、委員からはこのような目標の数字もいろいろ指摘をいただきました。推進委員からですね、非農地判断を多く出して、分母を小さくして数字を縮小すると。そして遊休農地割合を下げるより、荒廃農地をどう解消すべきかという生産的な議論をすべきだという多数の方よりの意見をいただきました。これについてなんですけれども、その時には守るべき農地を明確化する上でも、非農地判断は続けていくべきだという判断をし、ご理解をいただいたところでございしますが、これについて補足をいたしますと、今年 6 月から 11 月まで農地パトロールをしていただいております、前の農業委員さんですけども。そのパトロールの結果では、耕作農地が実は 27%でした。そして良保全農地は 17%。不良農地は 6%程度でした。これを見ますと、まず荒廃農地に手を入れるというより、今、農地として登録してある保全農地と不良農地を、荒廃化しないために尽力するだけで大変なエネルギーだと思っております。この指針は指針として、今後保全農地と不良、つまり荒廃農地を解消するよう農地の斡旋や営農等の紹介をしていただかなければならないと事務局としても考えておりますので、ご協力をよろしく願いたいと思います。指針については以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第 6 号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。村上推進委員。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 新規参入の促進のことについてなんですけれども、促進の目標というところで 3.3ha と 3.4ha ですが、その見通しというか、例えば新たに参入する予想というか、見通して言うか、予想について。

○局長補佐（細谷真実君） 今までのここ 7 年ぐらいのですね、参入経営体を大体平均しますと、5 年か 7 年で 1 経営体ということだったんですけども、たまたま来年、経営体として参加するということが決まっておりましたし、それを加えて 2 経営体分というふうに計算しておりました。そしてあとは大体 1,000 m² くらいですけども、そのくらいが 3 年スパンで考えると、大体そのくらいがですね、今までの基本となった、基本というか、推移でしたので、これに関しては 0.1ha ということにして、まず載せたということです。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上雄司君） というのはね、例えば新規参入といっても、例えば今度いろんな方々が、もう 1,000 m² という、たいした面積じゃないんです。だからこんなものなのかなという感じは私もっています。3 年間ですよ。

○局長補佐（細谷真実君） 辞める方も。その引き合いがありますので、結構ですね、これが算定するのは難しいんですが、高齢で辞める方等も考えながらいくと、この提案が現実的な目標なのかなというところで、もちろんこれは修正するんですものね。3 年ごとに。なので、例えばこの 32 年 3 月に、この目標はちょっと弱かったということであれば、また 3 年後にはこれは指針を大きく躍進させるといいますか、ぐっと上げることはできますけれども。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） わかりました。

○議長（菊地英浩君） 他に質疑、意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 6 号について本委員会において原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 6 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針については本委員会において原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、指針については市のホームページで公表することとなります。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第 10、議案第 7 号に入りますが、佐々木主事が来ますので、少々お待ちください。

次に日程 10、議案第 7 号大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いするわけですが、農林課の佐々木主事に出席をいただいておりますので、事務局説明の後に農林課の佐々木主事から今回の農用地利用計画の変更に係る経緯を含めまして説明をお願いします。なお、今回の変更は農用地区域からの除外申請のみとなっております。

○局長補佐（細谷真実君） 17 ページをお開きください。議案第7号、大船渡農業振興地域整備計画に係る法律第8条第1項の規定に基づいて定めた大船渡農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を別紙のとおり変更することについて、同法施行規則第3条の2の規定により大船渡市長から意見を求められたので、本委員会の会議に付し意見を決定するものです。農用地区域からの除外申請は4件です。変更内容の詳細は農林課佐々木主事をお願いします。

○農林課主事（佐々木智紘君） 農林課の佐々木です。よろしくをお願いします。それでは18ページをお開きください。18ページには市長から農業委員会に対して意見書の提出を求める文書を添付しております。

続きまして19ページをお開きください。19ページには一覧表がございますので、ご覧ください。今回の申請は4件です。1番が一般個人住宅建設案件、2番が重機及び車両用駐車場整備案件、3番はグループホーム建設案件、4番はパークゴルフ場建設案件です。1番、除外理由は一般個人住宅建設のためであります。2番、除外理由は重機及び車両用駐車場整備のためであります。3番、除外理由はグループホーム建設のためであります。4番、除外理由はパークゴルフ場建設のためであります。なお、当該地は既にパークゴルフ場が建設され使用されているため、始末書を徴しております。なお、この計画変更案につきましては県と事前協議済みであり、異存なしと回答をいただいております。以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第7号番号1番について3番古内嘉博農業委員からお願いします。

○3番農業委員（古内嘉博君） 3番古内です。現況は草地状態となっております。知人の住宅を建設するためとのことでした。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第7号番号1番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第7号番号1番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号の番号1番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第7号番号2番について6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番農業委員（細谷知成君） 6番細谷です。2番につきまして12月18日に現地調査と聞き取り調査を行いましたので報告いたします。現地の状況ですけれども、緩やかな傾斜地にある休耕地で草刈りの管理がなされている農地でございます。周辺の状況ですけれども、西側は関係者の休耕地、東側は休耕地で、どちらも草刈りの管理がされている状態です。この地域では以前は水田で水稻の作付けが盛んに行われておりましたが、近年は休耕地が多くなってきており、震災以降は特に住宅やアパート等の構築が急速に進んでいる地域です。申請に至った経緯ですけれども、昨年、申請者の父親が亡くなったことにより、息子さんである申請者が土地を相続しましたが、息子さん自身ではこれまで農業をしておらず、今後も農業をする予定はなかったため、財産を整理したいと考えていたところ、業者より車両や重機の駐車場等に利用したいとの要望を受けたものでございます。周囲への影響ですけれども、申請地の西側の休耕地との境界には高さ3mの生垣がありますので、貸したことによる日照の新たな阻害はないものと考えられます。報告は以上でございます。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第7号番号2番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第7号番号2番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号番号2番について本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第7号番号3番について三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員からお願いします。

○三陸地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） 推進委員の岡澤です。番号3番について12月17日午前9時から申請者と現地調査をしたので、報告いたします。今回、妹がグループホームを建築するための申請で、4人が入居する建物とのことでした。父親が死亡してからすべてを休耕地として管理し、今後の耕作については考えていないというふうに話しておりました。周囲には右側だけに野菜を作っている耕作地がありますが、建物による影響は特にないものと考えられます。以上の調査結果を報告いたします。よろしく申し上げます。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第7号番号3番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。はい藤原委員。

○7番農業委員（藤原重信君） このグループホームというのは助成金が入るのかな。どうなんですかね。以前にもあったんですけれども、許可をしたが外れるよということにな

った場合に、どうなるかということが出てくるので、この申請が市か何かに審議されてからの建設になるのか。その辺は確認していませんか。

○農林課主事（佐々木智紘君） すみません。助成金の申請についての有無については確認はしておりませんが、いずれ、そちらの申請をするにあたって、こちらの農振除外の申請を受けてから、許可を受けて建設をするということが確定してからでないとは建設ができないので、そちらを待つてからということになるかと思えます。

○7番農業委員（藤原重信君） そちらというのは別な。

○農林課主事（佐々木智紘君） そうですね。この農振除外。

○7番農業委員（藤原重信君） 施設として決定を見てからということでしょう。

○農林課主事（佐々木智紘君） そうですね。

○7番農業委員（藤原重信君） だから決定をみてからということは、それをみてから許可しますよという条件付か何かあると思うんですね、こちらの農業委員会としては。前にもあったんですね。それで結果として認められなかったんですね。それで取り下げた経過があるんですよ。だからそこまでは農業委員としての知識の認識の範囲以外だから、私にはわからないんです。そういうことも想定した決め方をしておいた方がいいんじゃないかなと、農業委員会としてはと思うんです。だから今、佐々木主事が言うように、許可を得てからの、そちらの決定をみてからの許可ですから、それを受けてからの許可ということは条件付になるわけですね。どういうふうな決め方にするかは農業委員会で決定をしなければならぬと思います。そういうことだと私は認識しております。

○局長補佐（細谷真実君） これ、農振除外の時、転用の時にですね、当然、他法令とか条件付とかということになると思いますが、農振除外は条件付というのはない。今までは、よく転用の方は出てまいります。転用には条件付とかというのは。

○7番農業委員（藤原重信君） 委員の皆さんがそういうことを共有した上で可とすればいいんですね。

○3番農業委員（古内嘉博君） 今回は転用許可だから、農振除外だから、いいんじゃないですか。

○局長補佐（細谷真実君） 農振除外にも条件付というか、あるのかということなんですが。

○3番農業委員（古内嘉博君） 今回はいいんじゃないですか。ただ、今度転用できた場合には、条件付というのはいいと。

○局長補佐（細谷真実君） そうするとたぶん農振ではなくなってしまいますので、そういうことを懸念して何ていうかな、風化というかな、穴あきになってしまうからということだと思えます。農振後に。

○3番農業委員（古内嘉博君） それを作る規定はないんでしょう。今後は穴あいて。

○局長補佐（細谷真実君） ちょっと勉強不足なので、農振と農転の関係、農転の方は条

件付きの許可は大丈夫なんだけれども、農振の方もありますので、その時は運用として農振地域に戻してもらおうとか、そういうことはできると思います。農転で条件付で許可した場合、例えば条件がなかったのではなくて取り下げになると。そしてこちらは農振の用地として転用したいので、やはり農振の手続きで農振をのこすことはできると。農用地区域からの再編ということで、宅地の方は農地に戻すことはあるので、それと同じようにそういう、ちょっと手続きは面倒ですけども、そういう方法になるかと思われます。

○7番農業委員（藤原重信君） はい、了解しました。

○議長（菊地英浩君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第7号番号3番について本委員会において異議なしと決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号番号3番について本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第7号番号4番について4番中村亨農業委員からお願いします。

○4番農業委員（中村亨君） 4番中村亨です。19日に現地を見てまいりました。きれいなパークゴルフ場が建設済みでした。昨日今日と申請を担当した設計屋さんに電話で伺うことができたんですが、12月1日までに農業委員会に書類を出さなくちゃいけないので、何とか頼むということを本人から言われて、それで急遽決まったようです。それで本人は、なかなか荒らしておくよりはということになったようです。手続き上のことはよくわからなくて後手に回ったというような感じなようです。それで開業は春くらいを目指しているということですが、何しろもうすっかりできあがってしまっているということなので、あとは、それからあと面積の問題がありまして、この申請地の上の方は山林であったために、その分はいいということで、あとはその他のところも少しあったんですが、今回の申請のためには、そこは外した方がいいということなので、今回申請の分だけということを出てまいりました。現地視察の結果、現状はそういうことであります。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第7号番号4番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。はい村上委員。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 推進委員の村上です。農地、農用地区域からの除外一覧全体なんですけど、この地図の中の位置です。何で番地が入っていないのか。地元であればわかると思いますけれども、説明を受けてもどこを言っているのか、我々か

らみれば、わからないんですが。

○局長補佐（細谷真実君） これ、私のところの確認ミスです。これ、いつももう少し、今回自分のほうにはカラーの印刷があるんですけども、皆さんにはちょっと薄かったかなと思って反省していますので、今後気をつけますので。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） わざとやったんだかと思って。

○局長補佐（細谷真実君） いやいやいや、わざとやっているんじゃないかと、臨時さんもちょうど新しくなってなれないものだから、こんな。チェックしなかった自分が悪いんですけども。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） せっかく担当者が説明しても、どこのこと言ってるんだか、場所的に見当もつかないんで。じゃ、次から。

○局長補佐（細谷真実君） はい、申し訳ございません。

○議長（菊地英浩君） その他質疑ありませんか。何かございませんか。はい。

○農林課主事（佐々木智紘君） こちらですね、始末書を徴している案件ということもありますので、補足の説明をさせていただきたいと思います。ただいまですね、中村委員さんからご説明があったように、こちらはですね、こちらの図面の網掛けになっているところの下にですね、道路が走っているんですけども、それよりも更に南側の建設をするという予定がございまして、そちらの方も既に整備はされております。2筆なんですけれども、ただし、そちらの2筆につきましては、今後ですね、果実の採集目的ですとか柚子の植栽に農地として復旧をさせるということですので、今回の申し出には含まれておりません。なお、椿や柚子については申出者がですね、現在手配中でございます。手配中ではあるんですけども、この冬の期間に植えてしまうと、根付かないという可能性が高いため、今後、3月から4月に植栽をする予定ですのでございまして。以上、補足をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○局長補佐（細谷真実君） この案件なんですけれども、問題は総事業面積が1haを超えるかどうかということになって、実は9,000㎡なんですけれども、この2筆が入るかどうかというところで関係法令で用意してもらうものがかなり違うものになる。そしてもちろん設計にかかる費用とか、あと測量とか、そういうものも莫大になります。1haを越えれば開発許可という都市計画法のですね、開発許可の案件になりまして、図面上の農振とか農転では済まなくて、きちっと利用計画をきちっと出して、そこにクラブハウスがあって、それはたいしたことないんですけども、測量で全部測り直して、あとは水利検査をして、水利検査、これ、普通の人ではできないんです。水利検査をして、そしてきちっとそれなりに出してきてくださいよということになります。これになりますとですね、設計だけで2,000~3,000万かかることになります。当然、この農転、農振の事務費用だけでは賄えないんですよ。賄えないというか、30万、40万の費用とは全く違ってきますので、そのあたりを考慮して、それを農地に現状復旧するという意志を固めて出してきたんだと思いま

す。ただ、ゴルフ場なんですけれども、ゴルフ場で、例えば今は 9,000 m²ですよ。それで拡大して 1 ha を超えてきたらば、その時点で拡張という域には入らず、その時はやり直して、何ですか、開発許可が必要となりますので、そこは今後でもすね、ちょっと嚴重に注視するところが、注意していかなければならない案件だと思っております。また追認案件でもありますので、転用の受付の時にはすね、私の方でもすべてのすね、今まで指導しておいたものとか、あとよそからの例えば近くにインターがあって、三国道とかがございすけれども、そのあたりの同意書とか近隣の人にもきちっと同意した上で受け付けたい。それでなければ受け付けはちょっと保留したい。もうここで保留じゃなくてすね、受け付けの段階ですすね、保留したいと考えております。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） これはあれですか、インターのすぐ下ですか。

○局長補佐（細谷真実君） どこからも見えないんですよ、実は。今まで立入禁止になっていたんですが、工事のためにちょっと。なので、関係者以外は今、行けないようになっているので、どこからも見えるようなところでないよ。下からも上からもちょっと見えるようなところでないので、皆さん、わざわざパークゴルフって言うていかないと、そこに行けないと思いますけれども、もし行くということであれば、パークゴルフって言うて、その立入を禁止にしている方にお話しをすれば通してくれて、そしてパークゴルフの案内が出ていますので、そこを入れれば見ると。すみません。地図ですが、余りにもお粗末だったので、申し訳ございません。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） ずっと前の話ですけれども、ゴルフ場を作るという話が出たんですけれども、その時ゴルフをやった方がすごく農薬を使うんです。要するに除草とか、そういうものについての農薬をすごく使ったんですけれども、そういう面もあって駄目になったということも結構あったんです。こういうことの中でそれに入っていないんですか。除草とか、そういうのは。

○農林課主事（佐々木智紘君） 許認可の確認はしております、主に芝刈りもかなり使うということなんですけれども、そちらの方は行わないということで、本人から確認をしております。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 行わない。

○農林課主事（佐々木智紘君） はい。薬剤散布は行わないということです。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） それで要するに芝はきれいになるんですね。

○農林課主事（佐々木智紘君） あとはご自身で刈って管理をするというようなことでしております。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） だって面積が、例えば自分の庭とか何とかじゃないから、かなりの面積ですけれども、それを。

○農林課主事（佐々木智紘君） お一人ではなく仲間の方とか、そういうことで話をしておりました。

○局長補佐（細谷真実君） 今、指導を受けているところでございますので、その結果は転用の前に、こうしたご本人だけではなくて。

○議長（菊地英浩君） その他何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第7号番号4番について本委員会において異議なしと決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号番号4番について本委員会において異議なしとすることに決定いたしました。ここで農林課の佐々木主事は退席いたします。たいへんありがとうございました。

○議長（菊地英浩君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

それではこれをもちまして第3回総会を閉会いたします。長時間にわたり、たいへんお疲れさまでした。

午後2時47分閉会